

経理適正化対策本部会議 会議録

1 日 時 平成21年2月26日(木) 午前9時から午前9時30分まで

2 場 所 愛知県議会議事堂1階ラウンジ

3 出席者 ○経理適正化対策本部

本部長	知	事	神田 真秋
副本部長	副 知	事	西村 眞
副本部長	副 知	事	稲垣 隆司
本部員	知 事 政 策 局 長		小川 悦雄
本部員	総 務 部 長		島田 孝一
本部員	総務部人事担当局長		河村 敏文
本部員	地 域 振 興 部 長		的井 宏樹
本部員	県 民 生 活 部 長		石川 延幸
本部員	防 災 局 長		小出 茂樹
本部員	環 境 部 長		藤井 敏夫
本部員	健 康 福 祉 部 長		小島 通
本部員	健康福祉部健康担当局長		五十里 明
本部員	産 業 労 働 部 長		富吉 賢一
本部員	産業労働部労政担当局長		志治 孝利
本部員	農 林 水 産 部 長		永田 清
本部員	農林水産部農林基盤担当局長		松下 栄夫
本部員	建 設 部 長		湯山 芳夫
本部員	建設部建築担当局長		勢力 常史
本部員	会 計 管 理 者		夏目 安孝
本部員	企 業 庁 長		宮島 寿男
本部員	病 院 事 業 庁 長		二村 雄次
本部員	議 会 事 務 局 長		小田 俊文
本部員	教 育 長		今井 秀明
本部員	監 査 委 員 事 務 局 長		磯谷七五三夫
本部員	人 事 委 員 会 事 務 局 長		大久保裕司
本部員	労 働 委 員 会 事 務 局 長		林 静生

○事務局

総 務 部 次 長	原田 泰
出 納 事 務 局 次 長	松原 新一
総 務 課 長	中野 幹也
人 事 課 長	小椋 雅
人 事 課 主 幹	加藤 徹

4 発言内容

小椋人事課長

ただいまから、経理適正化対策本部会議を開催します。

開会に当たりまして、本部長であります知事から、御挨拶をお願いします。

神田知事

本日は経理適正化対策本部の第3回会議となります。

昨年12月の第1回会議と先週の第2回会議では、不適正な経理処理に係る全庁調査の結果と経理適正化のための改善・再発防止策について、報告を受けました。

再発防止につきましては、不退転の決意で取り組んでいくことを再確認したところであります。

そのためには、コンプライアンス意識をしっかりと持つことが非常に重要であります。

今回のことは、県民の方々の期待を裏切ったものであり、われわれは一日も早く信頼を回復していかなければなりません。

力を合わせてしっかりと、様々な方策に取り組んでいきたいと思っております。

さて、本日の会議では、前回お知らせしたとおり、これまでの調査のすべての結果を基に、不適正な経理処理に係る職員からの返還金の問題、また、職員の処分についても最終報告書として取りまとめ、それを皆様方にお諮りをしますので、検討をよろしくお願ひします。

報告書に取りまとめた再発防止策を強力に推進していくことが必要でありますので、ぜひとも強力をよろしくお願ひします。

また、職員による返還手続と職員の処分の両方を速やかに進め、そのことによって真の再スタートを切ることができると確信いたしておりますので、重ねて御理解と御協力をお願ひしたいと思っております。

以上申し上げて、冒頭のあいさつといたします。

小椋人事課長

ありがとうございました。

これ以降の会議の進行は、本部長にお願ひいたします。

神田知事

議題の不適正な経理処理に関する全庁調査報告書について、事務局から説明してください。

原田総務部次長

お手元に、「不適正な経理処理に関する全庁調査報告書」の分厚い資料とA3サイズの概要版の資料をお配りしておりますが、概要版の方でご説明いたします。

この概要版は左側に報告書の主な項目と報告書の該当ページを、右側に主な内容を取りまとめてあります。

1ページ目の左上からお願ひします。

主な項目のうち、まず、「全庁調査の概要」でございますが、右側の主な内容のところをご覧ください。

昨年10月にチームを設置して以来、弁護士、公認会計士の3名の委員からなる経理適正化外部委員会の助言のもと、平成13年度から20年度までの需用費、15年度から19年度までの賃金・旅費について会計検査院の検査基準に準じた調査を実施してまいりました。

次に、「全庁調査結果」であります。不適正な経理処理を行っていた事例が会計検査院の結果も含めて、全体で14億8,900万円余に上りました。なお、この中の国庫補助金は、3億3,300万円余であり、現在返還に向けて国と協議を進めているところであります。

また、預け金、一括払、差替えについては、小計①にありますように、13～20年度全体で3億7,100万円余、うち国庫補助金は7,100万円余となっております。

さらに、注の2行目にありますように、取引業者に預け金として残っていた890万円余は、全て県に返還されております。

次に3行目では、需用費で購入されたものは、全てが、公的使用に供するものであることを確認済みであります。

次に、「不適正な経理処理の発生原因」であります。大きく3つの原因に集約されます。

一つ目は、職員の意識の問題でありまして、「私的流用でなく業務上必要なものの購入であり許されるのではないか」、「手軽に素早く購入できる」という状況に疑問を持たなかった」などという誤った認識がありました。

2つ目は、物品調達体制等に関する原因として、納品時の検査や在庫管理が適切でなかったこと、地方機関の物品購入では、発注するところと契約・納入を行うところが同じため、内部統制が機能しにくい状況であったことがあげられます。

3つ目は、予算執行等に関する原因でありまして、流用手続きをとらずに、需用費のまま備品を購入していたり、予算の配分時期が遅いこと、執行見込みの確定が年度末になるため年度末に集中して執行が行われることが多いなどといった状況がありました。

これらの原因に対しまして、昨年12月に設置した「経理適正化対策本部」で、今後の改善・再発防止策を決定したところでございます。

主な内容といたしましては、①の職員の意識改革としては、研修でのコンプライアンスの徹底の機会を増加させてまいります。

②の物品調達体制等の見直しとしましては、昨年11月から納品書の徴取、保存を行うとともに、納品書の余白に物品受領職員が押印いたしまして、責任の明確化を図ることとしたほか、地方機関の物品調達が同一の所属内で行われ、内部統制が機能しにくい状況であったことから、これを見直し、出納事務局に調達課を設置して、物品調達事務を尾張、西三河及び東三河の3か所の調達拠点で行うことといたしました。

その他、オープンカウンタの利用拡大などで不適正な経理処理の防止を図ってまいります。

③の予算執行等の見直しとしましては、予算の流用制度の活用、事務費について年度当初に全体の90%を配当・配分することなどを行ってまいります。

④の内部統制の強化では、21年4月からの取り組みとして、出納事務局における会計指導検査において、物品納入業者の帳簿との照合、物品の在庫検査や抜き打ち検査を実施し、不適正な経理処理の防止を図ってまいります。

また、監査委員を1名増員して5名体制とし、監査体制の強化を図ってまいります。

さらには、人事課内に監察室を設置し、全機関の監察を直接行い、服務規律やコンプライアンス意識の徹底を図ってまいります。

⑤のその他としましては、物品調達担当者の3年での異動、国庫補助制度のあり方についての国要望を行ってまいります。

次に、概要版の裏面をご覧ください。

「不適正な経理処理に係る職員の処分及び職員からの返還金」であります。

まず、職員の処分についてであります。不適正な経理処理は全庁的な問題でありますので、経理適正化外部委員会の意見を踏まえ、不適正な経理処理に関係した職員だけでなく、管理監督者に対しても厳正な処分を行うこととし、さらに、特別職に対しても広く責任を求めることといたしました。

特別職につきましては、上段左側の表のとおりで、知事は、自らの給与について、減給の措置を行うこととしました。

また、副知事以下の特別職についても、それぞれ自らの給与の減額を10分の1、1か月行うこととしました。

一般職につきましては、特別職の右側に基本となる処分量定を記載しておりまして、管理部門、監査部門及び監察部門の幹部職員については、表にありますとおり「文書訓戒」といたします。

次に、不適正な経理処理に関係した職員については、表にありますとおり、特に不適正な度合いの強い「預け金、一括払、差替え」については、

管理監督者が「戒告、文書訓戒又は口頭訓戒」、当事者が「戒告、文書訓戒、口頭訓戒又は所属長嚴重注意」とするなど区分毎に基本となる処分量定を定め、処分を行うこととしております。

処分者数は、表の下段に記載しておりますが、戒告が 49 名、文書訓戒が 439 名、口頭訓戒が 143 名、所属長嚴重注意が 150 名で、合計 781 名でありまして、明日付けで処分をいたします。

次に、職員からの返還金についてであります。

職員からの返還金は、職員が県に損害を与えたとして賠償的な性格と、道義的責任や県民の皆様に対するお詫びを包含するものと考えております。

また、不適正な経理が長年にわたり、全庁的に行われてきたことを踏まえ、公金の支出などに関与していない、職員全体がともに負担することが公平であるとの基本的な考え方をもとに、経理適正化外部委員会からの助言をいただき、考え方をまとめたものであります。

まず、返還金の算定についてであります。

返還金の対象としては、不適正な経理処理に基づく支出であっても、その支出内容や調達した物品等は、本来適正な経理処理を行っていれば、原則として公金支出として認定できるものであります。

このため、全てを返還対象とするのではなく、「預け金、一括払、差替え」の 15%については、必要性・競争性の一部に問題があったと推認して返還の対象とし、具体的な金額は一番左の箱にありますように、7,670 万円余と算定いたしました。

また、この部分については 21 年 7 月末に県に返還を行うまでの利息相当分を加算することとし、470 万円余を加え、さらに国庫返還に伴う加算金についても返還の対象とし、1 億 4,220 万円余を加えました。

そして調査に要した経費としても算定可能な部分として 3,380 万円余を加えました。以上の額から納入業者からの預け金返還額の 890 万円余を差し引いた 2 億 4,870 万円余を返還金としたところであります。

この負担については、最下段の表の上に記載のとおり、不適正な経理処理が、長年にわたり、全庁的に行われてきたことを踏まえて、広く職員に自主的な返還を求めることとし、管理監督者などは、その役職によって差を設けることとしました。

また、退職者には、返還金の総額の 10%程度の返還を要請することとしました。

具体的な金額は、表に記載したとおりで、知事は表の中ほどにある部長級 12 万円の 20 倍程度とし、副知事は部長級の 10 倍程度、教育長始めとするその他の特別職は一人当たり 50 万円といたしました。

一般職の部長以下の一人当たり返還額は表に記載のとおりであります。

なお、退職者については、一人当たりの金額は 1 万円とし、退職時の役職に応じた負担を求めることとしております。

以上が報告書の概要でございます。

よろしくお願ひいたします。

神田知事 ただいまの説明につきまして、何か御意見や御質問があれば御発言をお願いいたします。

小川知事政策局長 職員からの返還金が次の大きなステップでありまして、実は、部局長の自主的な会合をこれまで 2 回開催し、意見交換を行ってまいりました。

県民の皆様方の信頼を大きく失った今、職員一人ひとりがそのことを十分自覚し、一刻も早く立ち直る必要があります。

報告書のとおり、不適正な経理処理が長期にわたり、全庁的に行われてきたことを重く受け止め、広く職員から自主的な返還がなされることが望ましいとの結論となりました。

今後は、各部局長が率先して自主的な返還を進めてまいりたいと存じます。

神田知事

その他ありませんか。

それでは意見等ないようですので、「不適正な経理処理に関する全庁調査報告書」については、職員の処分と職員からの返還金に係る基本的な考え方を含め、本日提示された案のとおり正式に決定することとしたいと思いますが御異議ありませんか。

異議なし

それでは、異議ないものと認め、先ほどの案を正式な報告書と決定し、報告書の内容については後程公表することとします。

また、職員による返還の手続を進めていかなければなりません。

そのため、各部局長がしっかりと職員に理解を求め、現状の説明をしっかりとすることによって実効あるようにしていただくよう協力をお願いします。

これに関連して、何か発言があれば、お願いします。

西村副知事

職員からの返還金と処分について、報告させていただきます。

まず、職員と退職職員からの県への返還金につきましては、経理適正化推進チームに職員返還金管理事務局を置き、総務部総務課、人事課及び出納事務局出納課が事務を進めることとしております。

そして、職員返還金管理事務局の会計責任者の銀行口座を開設いたしまして、その口座への入金をお願いすることになります。

また、この返還金の管理に関しての事務を監査するため、2名の監査人を経理適正化推進チーム幹事会の幹事の中から指名することとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、県に対する返還金については、平成21年7月末を返還予定日としておりますので、今後、全庁挙げて自主的な返還を進めてまいりたいと存じます。

なお、退職者についても、これからお願いしていくわけでありまして、各部局でOB会に関与していることもあると思いますので、協力をお願いします。

次に、職員の処分であります。報告書記載の考え方について、ただいま決定がなされましたので、今後速やかに処分を実施してまいります。

具体的には、明日にでも処分を実施したいと思っております。

なお、2月16日に全庁調査結果と併せて公表いたしました、「不明朗な現金等の全庁調査結果」に関係して、不明朗な現金等の収入、支出等への関与の度合いを確認した上で、厳正に処分することとしておりましたが、これも明日付けで関係職員の処分を行います。

また、会計検査院の内部調査で、農林水産部地方機関の職員が物品購入に係る公金を詐取していた事件についても、その上司について、明日付けで処分を行いますので、併せてご報告いたします。

神田知事

その他ありませんか。

ないようであります。

会議の冒頭でも申し上げましたが、これからの我々の使命は、今後二度とこのような事案が行われることのないよう、全力を挙げてあらゆる対策を講じることであります。

そうすることが失われた県民の信頼回復につながるものでありますので、よろしく申し上げます。

今日、この場で決定された事項については、各所属に皆さん方から理解を求める説明をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

小椋人事課長

それでは、これもちまして、本日の会議を閉会します。

お疲れ様でした。